

契約書別紙兼重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社スターリングケア
主たる事務所の所在地	〒277-0005 千葉県柏市柏 1289 番地 39
代表者（職名・氏名）	代表取締役 長嶺 了
設立年月日	令和2年6月26日
電話番号	04-7197-4293

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護スターリングケア	
サービスの種類	訪問看護（介護・医療）・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒277-0005 千葉県柏市柏 1279 番地 16	
電話番号	04-7197-4293	
指定年月日・事業所番号	令和5年3月1日指定	1262190734
管理者の氏名	長嶺 邦子	
通常の事業の実施地域	柏市、我孫子市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	主治医が訪問看護サービスの必要を認めた利用者に対し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護又は介護予防訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「訪問看護職員」といいます。）が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	人員	業務内容
管理者	1人	従業者と業務の管理
看護師 保健師 准看護師	2.5人以上	・指定訪問看護等の提供 ・看護職員（准看護師を除く）は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画及び介護予防訪問看護報告書）を作成
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1人以上	・指定訪問看護（リハビリ）の提供 ・訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画及び介護予防訪問看護報告書）を作成

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管 理 者 長嶺 邦子
----------	-------------

8. 利用料・自費費用

サービスを利用した場合の「基本利用料・自費費用は」は別紙のとおりです。

(1) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の当日8時30分以降	3,000円

(2) 支払い方法

毎月月末締めとして、当該月分の利用料金は15日を目安に請求いたします。26日までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 04-7197-4293	面接場所 当事業所の相談室
---------	-------------------	---------------

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

柏市 高齢者支援課	04-7167-1111 (代表)
柏市 障害福祉課	04-7167-1111 (代表)
我孫子市 健康福祉部 高齢者支援課	04-7185-1111 (代表)
我孫子市 健康福祉部 障害福祉支援課	04-7185-1111 (代表)
千葉県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	043-254-7428

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんのであらかじめご了解ください。
- 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- (2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容態の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は地域包括支援センター又は当時業者の担当者へご連絡ください。